

(令和7年第1回定例会9月会議)

参考資料（議案関係）

議案参考資料

(令和7年第1回定例会9月会議)

担当課(室)係

総務課 人事行政係

1. 議案名

議案第100号 かつらぎ町教育委員会委員の任命について

2. 背景・経過

令和3年9月29日に任命された菅野太佳子委員が、令和7年9月28日任期満了となるため、新たに任命するものです。

3. 趣旨・目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条の規定による教育委員会の委員のうち、菅野太佳子委員の任期が本年9月28日に満了となり、新たに委員を任命するため同法第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

任期：令和7年9月29日～令和11年9月28日（4年間）

4. 概要

①組織

- ・教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織する。

②委員となりうる者の資格要件

- ・委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者

③委員となることができない者

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び拘禁刑以上の刑に処せられた者

④委員の構成

- ・委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮すること。
- ・委員のうち保護者（親権を行う者及び未成年後見人）である者が含まれること。

(令和7年第1回定例会9月会議)

【議案第100号 参考資料】

かつらぎ町教育委員会委員候補者略歴

氏 名 つば い しず か
坪 井 静 香

生年月日 個人情報保護のため以下空白となります。

住 所

職 業

略 歴

議案参考資料

(令和7年第1回定例会9月会議)

担当課(室)係

総務課 人事行政係

1. 議案名

議案第101号 かつらぎ町固定資産評価審査委員会委員の選任について

2. 背景・経過

令和4年9月18日に選任された益田光則委員が、令和7年9月17日任期満了となります。

3. 趣旨・目的

地方税法第423条第1項の規定による固定資産評価審査委員会委員のうち、益田光則委員の任期が本年9月17日に満了するので、同委員を再任するため同法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

任期：令和7年9月18日～令和10年9月17日（3年間）

4. 概要

①設置目的

固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するため固定資産評価審査委員会を設置する。

②定数

委員の定数は3人

③委員となりうる者の資格要件

委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者

④委員となることができない者

- ・破産者で復権を得ない者
- ・固定資産評価審査委員会委員の職務に関して罪を犯し刑に処せられた者
- ・拘禁刑以上の刑に処せられた者であってその執行を終わってから、又は執行を受けることがなくなってから、二年を経過しない者
- ・国家公務員又は地方公共団体の職員で、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

(令和7年第1回定例会9月会議)

【議案第101号 参考資料】

かつらぎ町固定資産評価審査委員会委員候補者略歴

氏 名 ます益 だ田 みつ光 のり則

生年月日 個人情報保護のため以下空白となります。

住 所

職 業

略 歴

議案参考資料

(令和7年第1回定例会9月会議)

担当課(室)係

福祉介護課 社会福祉係

1. 議案名

議案第102号 人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて

2. 背景・経過

令和5年1月1日に法務大臣より委嘱された高橋喜章委員が、令和7年12月31日任期満了となります。

3. 趣旨・目的

人権擁護委員法第6条第1項の規定による人権擁護委員のうち、高橋喜章委員の任期が本年12月31日に満了するので、和歌山地方法務局長から候補者の推薦依頼があり、新たに委員を推薦いたしたく、同法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

任期：令和8年1月1日～令和10年12月31日（3年間）

4. 概要

①目的

国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、全国に人権擁護委員を置く。

②定数

委員の定数は、9人

③委員となりうる者の資格要件

当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者

④委員となることができない者

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・人権侵犯に当たる犯罪行為のあった者
- ・政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(令和7年第1回定例会9月会議)

【議案第102号 参考資料】

人権擁護委員推薦候補者略歴

(人権擁護委員となりうる者の資格要件)

当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者

氏 名 木 村 清 志

生年月日 個人情報保護のため以下空白となります。

住 所

職 業

略 歴

個人情報保護のため以下空白となります。

議案参考資料

(令和7年第1回定例会9月会議)

担当課(室)係

福祉介護課 社会福祉係

1. 議案名

議案第103号 人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて

2. 背景・経過

令和6年1月1日に法務大臣より委嘱された谷口千明委員が、令和6年12月18日逝去されたことによる候補者の推薦となります。

3. 趣旨・目的

人権擁護委員法第6条第1項の規定による人権擁護委員のうち、谷口千明委員が令和6年12月18日に逝去されたことにより、和歌山地方法務局長から候補者の推薦依頼があり、新たに委員を推薦いたしたく、同法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

任期：令和8年1月1日～令和10年12月31日（3年間）

4. 概要

①目的

国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、全国に人権擁護委員を置く。

②定数

委員の定数は、9人

③委員となりうる者の資格要件

当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者

④委員となることができない者

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・人権侵犯に当たる犯罪行為のあった者
- ・政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(令和7年第1回定例会9月会議)

【議案第103号 参考資料】

人権擁護委員推薦候補者略歴

(人権擁護委員となりうる者の資格要件)

当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者

氏 名 しの はら とう こ
篠 原 登 子

生年月日 個人情報保護のため以下空白となります。

住 所

職 業

略 歴

議案参考資料

(令和7年第1回定例会9月会議)

担当課(室)係

総務課 人事行政係

1. 議案名

議案第104号 かつらぎ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、地方公共団体は標準準拠システムへ移行することとなっています。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により、個人番号の独自利用を行う事務等を行うためには条例の定めが必要とされています。

標準準拠システムへ移行するにあたり、「住登外者宛名番号管理機能」を実装・運用しますが、これは個人情報の独自利用を行う事務等に該当します。

3. 趣旨・目的

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、住登外者宛名番号管理機能を実装するため、所要の改正を行おうとするものです。

4. 概要

下記の事務に、住登外者宛名管理機能に関する事務を追加する改正を行います。

- ①個人番号の独自利用を行う事務
- ②個人番号の独自利用を行う事務の処理のための庁内連携
- ③番号利用法に定められた個人番号利用事務の処理のための庁内連携

施行期日：令和7年12月1日

(令和7年第1回定例会9月会議)

【議案第104号 参考資料】

かつらぎ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく

個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表

改 正 後		改 正 前	
○かつらぎ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年かつらぎ町条例第33号)		○かつらぎ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年かつらぎ町条例第33号)	
(本 則 省 略)		(本 則 省 略)	
別表第1(第4条関係)		別表第1(第4条関係)	
機関	事務	機関	事務
1町長	かつらぎ町ひとり親家庭医療費給付条例(平成19年かつらぎ町条例第31号)による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	1町長	かつらぎ町ひとり親家庭医療費給付条例(平成19年かつらぎ町条例第31号)による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
2町長	かつらぎ町子ども医療費給付条例(平成18年かつらぎ町条例第46号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	2町長	かつらぎ町子ども医療費給付条例(平成18年かつらぎ町条例第46号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3町長	かつらぎ町重度心身障害児者医療費の支給に関する条例(平成18年かつらぎ町条例第38号)による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	3町長	かつらぎ町重度心身障害児者医療費の支給に関する条例(平成18年かつらぎ町条例第38号)による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
4町長	かつらぎ町老人医療費の支給に関する条例(昭和46	4町長	かつらぎ町老人医療費の支給に関する条例(昭和46

かつらぎ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 - 1 -

改 正 後		改 正 前	
	年かつらぎ町条例第9号)による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの		年かつらぎ町条例第9号)による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
5町長	かつらぎ町高齢者肺炎球菌予防接種助成事業実施要綱(平成25年かつらぎ町告示第111号)による予防接種費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	5町長	かつらぎ町高齢者肺炎球菌予防接種助成事業実施要綱(平成25年かつらぎ町告示第111号)による予防接種費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6町長	かつらぎ町一般不妊治療費助成事業実施要綱(平成19年かつらぎ町要綱第34号)による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	6町長	かつらぎ町一般不妊治療費助成事業実施要綱(平成19年かつらぎ町要綱第34号)による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
7町長	かつらぎ町紙おむつ等支給事業実施要綱(平成19年かつらぎ町要綱第27号)による紙おむつ等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	7町長	かつらぎ町紙おむつ等支給事業実施要綱(平成19年かつらぎ町要綱第27号)による紙おむつ等の支給に関する事務であって規則で定めるもの
8町長	かつらぎ町社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱(平成27年かつらぎ町告示第153号)による利用者負担額軽減に関する事務であって規則で定めるもの	8町長	かつらぎ町社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱(平成27年かつらぎ町告示第153号)による利用者負担額軽減に関する事務であって規則で定めるもの
9町長	かつらぎ町介護保険料減免に関する要綱(平成19年かつらぎ町要綱第7号)による保険料減免に関する事務であって規則で定めるもの	9町長	かつらぎ町介護保険料減免に関する要綱(平成19年かつらぎ町要綱第7号)による保険料減免に関する事務であって規則で定めるもの
10町長	かつらぎ町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例(平成22年かつらぎ町条例第21号)による定住促進住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	10町長	かつらぎ町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例(平成22年かつらぎ町条例第21号)による定住促進住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
11町長	かつらぎ町コミュニティ住宅設置及び管理条例(平	11町長	かつらぎ町コミュニティ住宅設置及び管理条例(平

改 正 後		改 正 前	
	成18年かつらぎ町条例第21号)によるコミュニティ住宅の管理に関する事務であって規則で定めるものの		成18年かつらぎ町条例第21号)によるコミュニティ住宅の管理に関する事務であって規則で定めるものの
12町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務		
13教育委員会	かつらぎ町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費交付要綱(平成18年かつらぎ町教育委員会要綱第1号)による就学援助費の交付に関する事務であって規則で定めるもの	12教育委員会	かつらぎ町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費交付要綱(平成18年かつらぎ町教育委員会要綱第1号)による就学援助費の交付に関する事務であって規則で定めるもの
14教育委員会	かつらぎ町特別支援教育就学奨励費交付要綱(平成18年かつらぎ町教育委員会要綱第2号)による就学奨励費の交付に関する事務であって規則で定めるもの	13教育委員会	かつらぎ町特別支援教育就学奨励費交付要綱(平成18年かつらぎ町教育委員会要綱第2号)による就学奨励費の交付に関する事務であって規則で定めるもの
15教育委員会	私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則(平成19年かつらぎ町教育委員会規則第9号)の規定による補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	14教育委員会	私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則(平成19年かつらぎ町教育委員会規則第9号)の規定による補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
16教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務		
別表第2(第4条関係)		別表第2(第4条関係)	
機関	事務	機関	事務
1町長	児童手当法(昭和46年法律第81号)第7条第4号に当又は特例給付の支給に規定する事項に関する情報に関する事務であって規則(以下「住民票関係情報」で定めるもの)又は住登外者宛	1町長	児童手当法(昭和46年法律第81号)第7条第4号に当又は特例給付の支給に規定する事項に関する情報に関する事務であって規則(以下「住民票関係情報」で定めるもの)という。)であって規則で

改 正 後		改 正 前	
	名番号管理機能により住 登外者の情報の管理に関 する情報(以下「住登外者 宛名情報」という。)であ って規則で定めるもの 地方税法(昭和25年法律第 226号)その他の地方税に 関する法律に基づく条例 の規定により算定した税 額又はその算定の基礎と なる事項に関する情報(以 下「地方税関係情報」とい う。)であって規則で定め るもの 児童扶養手当法(昭和36年 法律第238号)に規定する 事項に関する情報(以下 「児童扶養手当関係情報」 という。)であって規則で 定めるもの		定めるもの 地方税法(昭和25年法律第 226号)その他の地方税に 関する法律に基づく条例 の規定により算定した税 額又はその算定の基礎と なる事項に関する情報(以 下「地方税関係情報」とい う。)であって規則で定め るもの 児童扶養手当法(昭和36年 法律第238号)に規定する 事項に関する情報(以下 「児童扶養手当関係情報」 という。)であって規則で 定めるもの
2町長	児童扶養手当法による児 童扶養手当の支給に関す る事務であって規則で定 めるもの 地方税関係情報であって 規則で定めるもの	2町長	児童扶養手当法による児 童扶養手当の支給に関す る事務であって規則で定 めるもの 地方税関係情報であって 規則で定めるもの

改 正 後		改 正 前	
	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児入所支援若しくは措置(同法第27条第1項第3号の措置をいう。)に関する情報又は身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)という知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)であって規則で定めるもの		児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児入所支援若しくは措置(同法第27条第1項第3号の措置をいう。)に関する情報又は身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)という知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)であって規則で定めるもの
	児童手当法に規定する事項に関する情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)その他の法令による障害を有する者		児童手当法に規定する事項に関する情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)その他の法令による障害を有する者

改 正 後		改 正 前	
	に対する手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの		に対する手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
3町長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に關する事務であって規則で定めるもの	3町長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に關する事務であって規則で定めるもの
4町長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	4町長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
5町長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則	5町長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則

改 正 後		改 正 前	
	で定めるもの		で定めるもの
6町長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	6町長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
7町長	児童福祉法による障害児通所給付費、特別障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費又は特別障害児相談支援給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	7町長	児童福祉法による障害児通所給付費、特別障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費又は特別障害児相談支援給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
8町長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事	8町長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事

改 正 後		改 正 前	
	務のうち、和歌山県の事務処理の特例に関する条例(平成11年和歌山県条例第38号)の規定により知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとされている事務であって規則で定めるものの		務のうち、和歌山県の事務処理の特例に関する条例(平成11年和歌山県条例第38号)の規定により知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとされている事務であって規則で定めるものの
9町長	かつらぎ町ひとり親家庭医療費給付条例による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるものの	9町長	かつらぎ町ひとり親家庭医療費給付条例による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるものの
10町長	かつらぎ町子ども医療費給付条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものの	10町長	かつらぎ町子ども医療費給付条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものの
11町長	かつらぎ町重度心身障害児者医療費の支給に関する条例による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるものの	11町長	かつらぎ町重度心身障害児者医療費の支給に関する条例による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるものの
12町長	かつらぎ町老人医療費の支給に関する条例に関する事務であって規則で定めるものの	12町長	かつらぎ町老人医療費の支給に関する条例に関する事務であって規則で定めるものの

改 正 後		改 正 前	
	医療費の給付事務であって規則で定めるもの		医療費の給付事務であって規則で定めるもの
13町長	かつらぎ町高齢者肺炎球菌予防接種助成事業実施要綱による予防接種費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	13町長	かつらぎ町高齢者肺炎球菌予防接種助成事業実施要綱による予防接種費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
14町長	かつらぎ町一般不妊治療費助成事業実施要綱による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	14町長	かつらぎ町一般不妊治療費助成事業実施要綱による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
15町長	かつらぎ町紙おむつ等支給事業実施要綱による紙おむつ等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	15町長	かつらぎ町紙おむつ等支給事業実施要綱による紙おむつ等の支給に関する事務であって規則で定めるもの
16町長	かつらぎ町社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱による利用者負担額軽減に関する事務であって規則で定めるもの	16町長	かつらぎ町社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱による利用者負担額軽減に関する事務であって規則で定めるもの

改 正 後		改 正 前	
17町長	かつらぎ町介護保険料減免に関する要綱による保外者宛名情報又は住登録料減免に関する事務で定めるもの あって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの	17町長	かつらぎ町介護保険料減免に関する要綱による保外者宛名情報又は住登録料減免に関する事務であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの
18町長	かつらぎ町営住宅の設置及び管理に関する条例による町営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの	18町長	かつらぎ町営住宅の設置及び管理に関する条例による町営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの
19町長	かつらぎ町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例による定住促進住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの	19町長	かつらぎ町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例による定住促進住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの
20町長	かつらぎ町コミュニティ住宅の設置及び管理に関する条例によるコミュニティ住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの	20町長	かつらぎ町コミュニティ住宅の設置及び管理に関する条例によるコミュニティ住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの
21町長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれら法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する	21町長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれら法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する

改 正 後		改 正 前	
	する事務であって規則で定めるもの 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は高年齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの	する事務であって規則で定めるもの 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は高年齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの	規則で定めるもの 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は高年齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
22町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務		
23教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務		
別表第3(第5条関係)			
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1教育委員会	かつらぎ町要保護及び準要保護	かつらぎ町要保護及び準要保護	住民票関係情報であって規則で定め

別表第3(第5条関係)

改 正 後			改 正 前		
	児童生徒就学援助費交付要綱による就学援助費の交付に関する事務であって規則で定めるもの	町長	児童生徒就学援助費交付要綱による就学援助費の交付に関する事務であって規則で定めるもの		るもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
					住民票関係情報であって規則で定めるもの
					地方税関係情報であって規則で定めるもの
2教育委員会	かつらぎ町特別支援教育就学奨励費交付要綱による就学奨励費の交付に関する事務であって規則で定めるもの	町長	かつらぎ町特別支援教育就学奨励費交付要綱による就学奨励費の交付に関する事務であって規則で定めるもの	2教育委員会	住民票関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの
3教育委員会	私立幼稚園就学奨励費補助金交付規則による補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	町長	私立幼稚園就学奨励費補助金交付規則による補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	3教育委員会	住民票関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの
					地方税関係情報であって規則で定めるもの
					地方税関係情報であって規則で定めるもの
4教育委員会	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための	町長	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための	4教育委員会	住民票関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの

改 正 後			改 正 前		
	教育・保育に関する事務であつて規則で定めるもの	あつて規則で定めるもの		教育・保育に関する事務であつて規則で定めるもの	あつて規則で定めるもの
5 <u>教育委員会</u>	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務</u>	<u>町長</u>			

議案参考資料

(令和7年第1回定例会9月会議)

担当課(室)係

総務課 人事行政係

1. 議案名

議案第105号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が行われました。

3. 趣旨・目的

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度の拡充をするため、所要の改正を行おうとするものです。

4. 概要

①部分休業の取得可能時間の柔軟化

- ・勤務時間の始め又は終わりに限り取得可能としていた取扱いを廃止します。

②部分休業の取得パターンの多様化

- ・1年に10日相当時間数の範囲内で1日当たりの上限時間数なく部分休業を取得できるパターンを追加します。

③仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認

- ・妊娠・出産時や育児期の職員への面談等による両立支援制度の周知や制度利用・働き方の意向確認及び聴取した意向への配慮を行います。

施行期日：令和7年10月1日

部分休業の拡充

【改正後】

※(1)または(2)のいずれかを選択可能

(1) 1号部分休業

勤務時間において30分を単位として1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと。

- ・勤務時間の始めに取得

2時間部分休業	勤務時間
---------	------

- ・勤務時間の終わりに取得

勤務時間	2時間部分休業
------	---------

- ・勤務時間の始めと終わりに取得

1時間 部分休業	勤務時間	1時間 部分休業
-------------	------	-------------

- ・勤務時間の始めと終わり以外での取得

勤務時間	2時間部分休業	勤務時間
------	---------	------

(2) 2号部分休業

1年につき10日相当（フルタイム勤務の場合は、77時間30分）の範囲内で勤務しないこと。

- ・1日で取得

1日部分休業

- ・1時間で取得

勤務時間	3時間部分休業
------	---------

【改正前】

部分休業

勤務時間の始めまたは終わりににおいて、30分を単位として1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと。

- ・勤務時間の始めに取得

2時間部分休業	勤務時間
---------	------

- ・勤務時間の終わりに取得

勤務時間	2時間部分休業
------	---------

- ・勤務時間の始めと終わりに取得

1時間 部分休業	勤務時間	1時間 部分休業
-------------	------	-------------

職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
【第1条関係】 ○職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成9年かつらぎ町条例第27号) (省 略) (介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第17条の3第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。))の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2 (略) 3 (略)	○職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成9年かつらぎ町条例第27号) (省 略) (介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第17条の2第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。))の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2 (略) 3 (略)

改正後	改正前
(省 略) (妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等) 第17条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成19年かつらぎ町条例第40号）第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置 (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置 (3) 職員の育児休業等に関する条例第21条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置	(省 略) (新設)

改正後	改正前
(2) <u>育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> (3) <u>対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> 3 <u>任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> <u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</u> <u>第17条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> 2 (略) (勤務環境の整備に関する措置) <u>第17条の4 (略)</u>	(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) <u>第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> 2 (略) (勤務環境の整備に関する措置) <u>第17条の3 (略)</u> (省 略)

改正後	改正前
【第2条関係】 ○職員の育児休業等に関する条例(平成19年かつらぎ町条例第40号) (趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条、第15条、第17条、第18条第3項並びに<u>第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関する必要な事項を定めるものとする。</u> (省 略) (部分休業をすることができない職員) 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 (2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占	○職員の育児休業等に関する条例(平成19年かつらぎ町条例第40号) (趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条、第15条、第17条、第18条第3項並びに<u>第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関する必要な事項を定めるものとする。</u> (省 略) (部分休業をすることができない職員) 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規

改正後	改正前
める職員を除く。次条において同じ。) (第1号部分休業の承認) 第18条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は、30分を単位として行うものとする。 2 労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は勤務時間条第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を越えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を越えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を越えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護するための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を越えない範囲内で行うものとする。) (第2号部分休業の承認)	定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。) (部分休業の承認) 第18条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2 労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は勤務時間条第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を越えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を越えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を越えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護するための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を越えない範囲内で行うものとする。) (新設)

改正後	改正前
<u>第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u> <u>(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数</u> <u>(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数</u> <u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u> <u>第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> <u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u> <u>第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> <u>(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> <u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u> <u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u>	(新設) (新設) (新設)

改正後	改正前
第18条の5 <u>育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> (部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第19条 職員(会計年度任用職員を除く。)が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合は、職員の給与等に関する条例第5条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第6条に規定する勤務1時間当りの給与額を減額して支給する。</u> 2 (略) (部分休業の承認の取消事由) 第20条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u> (省 略)	(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第19条 職員(会計年度任用職員を除く。)が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与等に関する条例第5条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 2 (略) (部分休業の承認の取消事由) 第20条 <u>第13条の規定は、部分休業について準用する。</u> (省 略)

議案参考資料

(令和7年第1回定例会9月会議)

担当課(室)係

こども未来課 青少年育成係

1. 議案名

議案第106号 かつらぎ町児童遊園等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
制定について

2. 背景・経過

中飯降第1ちびっ子広場について、地域の児童数が著しく減少し、利用もされていない現状から、地域からの申出があり、その用途を廃止するものです。

3. 趣旨・目的

児童遊園等(中飯降第1ちびっ子広場)の用途廃止に伴い、所要の改正を行おうとするものです。

4. 概要

(1) 名称及び位置

条例第2条の表中から次の施設を削ります。

名称	位置
中飯降第1ちびっ子広場	かつらぎ町大字中飯降1482番地の1

(2) 施行期日：令和7年10月1日

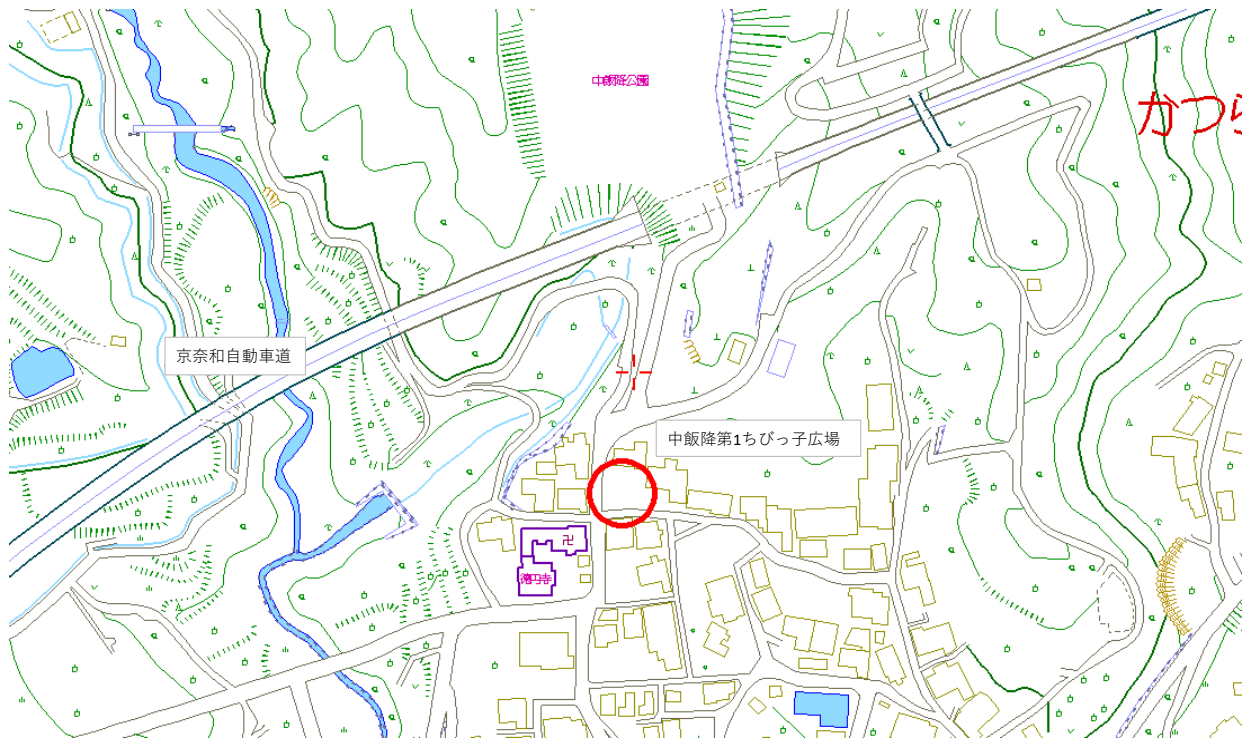
かつらぎ町児童遊園等設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前																																																				
○かつらぎ町児童遊園等設置及び管理に関する条例 (令和7年かつらぎ町条例第19号)	○かつらぎ町児童遊園等設置及び管理に関する条例 (令和7年かつらぎ町条例第19号)																																																				
(省)略	(省)略																																																				
(名称及び位置)	(名称及び位置)																																																				
第2条 児童遊園等の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 児童遊園等の名称及び位置は、次のとおりとする。																																																				
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>笠田東第1ちびっ子広場</td><td>かつらぎ町大字笠田東218番地の5</td></tr><tr><td>笠田東第2ちびっ子広場</td><td>かつらぎ町大字笠田東492番地の1</td></tr><tr><td>笠田東第3ちびっ子広場</td><td>かつらぎ町大字笠田東601番地の1</td></tr><tr><td>丁ノ町第2ちびっ子広場</td><td>かつらぎ町大字丁ノ町775番地の8</td></tr><tr><td>丁ノ町第3ちびっ子広場</td><td>かつらぎ町大字丁ノ町902番地</td></tr><tr><td>妙寺ちびっ子広場</td><td>かつらぎ町大字妙寺242番地</td></tr><tr><td>西飯降ちびっ子広場</td><td>かつらぎ町大字西飯降292番地の2</td></tr><tr><td></td><td>中飯降第1ちびっ子広場</td></tr><tr><td></td><td>中飯降第3ちびっ子広場</td></tr><tr><td></td><td>三谷ちびっ子広場</td></tr><tr><td></td><td>兄井ちびっ子広場</td></tr><tr><td></td><td>新城ちびっ子広場</td></tr></table>	名称	位置	笠田東第1ちびっ子広場	かつらぎ町大字笠田東218番地の5	笠田東第2ちびっ子広場	かつらぎ町大字笠田東492番地の1	笠田東第3ちびっ子広場	かつらぎ町大字笠田東601番地の1	丁ノ町第2ちびっ子広場	かつらぎ町大字丁ノ町775番地の8	丁ノ町第3ちびっ子広場	かつらぎ町大字丁ノ町902番地	妙寺ちびっ子広場	かつらぎ町大字妙寺242番地	西飯降ちびっ子広場	かつらぎ町大字西飯降292番地の2		中飯降第1ちびっ子広場		中飯降第3ちびっ子広場		三谷ちびっ子広場		兄井ちびっ子広場		新城ちびっ子広場	<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>笠田東第1ちびっ子広場</td><td>かつらぎ町大字笠田東218番地の5</td></tr><tr><td>笠田東第2ちびっ子広場</td><td>かつらぎ町大字笠田東492番地の1</td></tr><tr><td>笠田東第3ちびっ子広場</td><td>かつらぎ町大字笠田東601番地の1</td></tr><tr><td>丁ノ町第2ちびっ子広場</td><td>かつらぎ町大字丁ノ町775番地の8</td></tr><tr><td>丁ノ町第3ちびっ子広場</td><td>かつらぎ町大字丁ノ町902番地</td></tr><tr><td>妙寺ちびっ子広場</td><td>かつらぎ町大字妙寺242番地</td></tr><tr><td>西飯降ちびっ子広場</td><td>かつらぎ町大字西飯降292番地の2</td></tr><tr><td></td><td>中飯降第1ちびっ子広場</td></tr><tr><td></td><td>中飯降第3ちびっ子広場</td></tr><tr><td></td><td>三谷ちびっ子広場</td></tr><tr><td></td><td>兄井ちびっ子広場</td></tr><tr><td></td><td>新城ちびっ子広場</td></tr></table>	名称	位置	笠田東第1ちびっ子広場	かつらぎ町大字笠田東218番地の5	笠田東第2ちびっ子広場	かつらぎ町大字笠田東492番地の1	笠田東第3ちびっ子広場	かつらぎ町大字笠田東601番地の1	丁ノ町第2ちびっ子広場	かつらぎ町大字丁ノ町775番地の8	丁ノ町第3ちびっ子広場	かつらぎ町大字丁ノ町902番地	妙寺ちびっ子広場	かつらぎ町大字妙寺242番地	西飯降ちびっ子広場	かつらぎ町大字西飯降292番地の2		中飯降第1ちびっ子広場		中飯降第3ちびっ子広場		三谷ちびっ子広場		兄井ちびっ子広場		新城ちびっ子広場
名称	位置																																																				
笠田東第1ちびっ子広場	かつらぎ町大字笠田東218番地の5																																																				
笠田東第2ちびっ子広場	かつらぎ町大字笠田東492番地の1																																																				
笠田東第3ちびっ子広場	かつらぎ町大字笠田東601番地の1																																																				
丁ノ町第2ちびっ子広場	かつらぎ町大字丁ノ町775番地の8																																																				
丁ノ町第3ちびっ子広場	かつらぎ町大字丁ノ町902番地																																																				
妙寺ちびっ子広場	かつらぎ町大字妙寺242番地																																																				
西飯降ちびっ子広場	かつらぎ町大字西飯降292番地の2																																																				
	中飯降第1ちびっ子広場																																																				
	中飯降第3ちびっ子広場																																																				
	三谷ちびっ子広場																																																				
	兄井ちびっ子広場																																																				
	新城ちびっ子広場																																																				
名称	位置																																																				
笠田東第1ちびっ子広場	かつらぎ町大字笠田東218番地の5																																																				
笠田東第2ちびっ子広場	かつらぎ町大字笠田東492番地の1																																																				
笠田東第3ちびっ子広場	かつらぎ町大字笠田東601番地の1																																																				
丁ノ町第2ちびっ子広場	かつらぎ町大字丁ノ町775番地の8																																																				
丁ノ町第3ちびっ子広場	かつらぎ町大字丁ノ町902番地																																																				
妙寺ちびっ子広場	かつらぎ町大字妙寺242番地																																																				
西飯降ちびっ子広場	かつらぎ町大字西飯降292番地の2																																																				
	中飯降第1ちびっ子広場																																																				
	中飯降第3ちびっ子広場																																																				
	三谷ちびっ子広場																																																				
	兄井ちびっ子広場																																																				
	新城ちびっ子広場																																																				

改 正 後		改 正 前	
敷地ちびっ子広場	かつらぎ町大字花園梁瀬536番地	敷地ちびっ子広場	かつらぎ町大字花園梁瀬536番地
高田児童公園	かつらぎ町大字高田23番地の2	高田児童公園	かつらぎ町大字高田23番地の2
柏木児童公園	かつらぎ町大字柏木305番地の1	柏木児童公園	かつらぎ町大字柏木305番地の1
清滝児童公園	かつらぎ町大字花園梁瀬1534番地の2	清滝児童公園	かつらぎ町大字花園梁瀬1534番地の2
北寺児童公園	かつらぎ町大字花園北寺104番地	北寺児童公園	かつらぎ町大字花園北寺104番地
(省 略)		(省 略)	

中飯降第1 ちびっ子広場

1. 位置図



2. 写真



議案参考資料

(令和7年第1回定例会9月会議)

担当課(室)係

こども未来課 子育て支援係

1. 議案名

議案第107号 かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでいることから、通報義務の対象となる施設及び事業を追加するため児童福祉法等の一部が改正されました。

3. 趣旨・目的

児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を整備するため、所要の改正を行おうとするものです。

4. 概要

「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改正する条例の整備を行います。

施行期日：令和7年10月1日

(令和7年第1回定例会9月会議)

【議案第107号 参考資料】

かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正後	改正前
【第1条関係】 ○かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年かつらぎ町条例第28号) (虐待等の禁止) (省 略) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (省 略)	○かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年かつらぎ町条例第28号) (虐待等の禁止) (省 略) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (省 略)

かつらぎ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
【第2条関係】 ○かつらぎ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年かつらぎ町条例第29号) (虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10第1項各号に掲げる行為</u>その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (省 略)	○かつらぎ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年かつらぎ町条例第29号) (省 略) (虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10各号に掲げる行為</u>その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (省 略)

(令和7年第1回定例会9月会議)

【議案第107号 参考資料】

かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
【第3条関係】 ○かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成26年かつらぎ町条例第36号) (虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条</u> の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な 影響を与える行為をしてはならない。 (省 略)	○かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成26年かつらぎ町条例第36号) (虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条</u> の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を 与える行為をしてはならない。 (省 略)

議案参考資料

(令和7年第1回定例会9月会議)

担当課(室)係

管財課 管財契約係

1. 議案名

議案第108号 工事請負契約の締結について

2. 背景・経過

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条において、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格50,000,000円以上の工事又は製造の請負とされており、議決を求めるものです。

3. 趣旨・目的

契約の締結は、予算の執行に関する事項であるので長の権限に属しますが、特に重要な契約の締結については、長のみに委ねず議会もその決定に参加するものとされています。

その趣旨は、住民の利害に与える影響が特に大きい契約について、一般の契約が受ける法的規制の上にさらに制約を加え、また住民の意思を反映させようとするものです。

下志賀地区飲料水供給施設浄水場新設工事の契約締結にあたり、契約の内容、方法、金額、相手先等が妥当であるかについて、議会の議決を求めるものです。

4. 概要

設計金額が7,000万円以上2億円未満の土木工事となりますので、かつらぎ町建設工事及び委託業務請負業者選定規程並びにかつらぎ町建設工事制限付一般競争入札実施要綱に基づき、町内土木業者を対象とした制限付一般競争入札を行いました。

4社応札があり、入札金額126,504,400円(税込額)で落札者を決定しました。

契約金額 126,504,400円(税込額)

令和7年9月 議会議決、工事着工

令和8年3月 工事完了

制限付一般競争入札 業者名

1. 工事年度 令和7年度
2. 事業名 水道未普及地域解消事業
3. 工事名 下志賀地区飲料水供給施設浄水場新設工事
4. 工事場所 伊都郡かつらぎ町大字 志賀 地内
5. 予定価格 136,378,000円(税込額)
6. 最低制限価格 125,753,100円(税込額)
7. 契約金額 126,504,400円(税込額)

業 者 名	代表者	住 所	入札金額 (税込額)
(株)平岡広建設	平岡 昌高	かつらぎ町大字星山49番地	126,504,400円
(株)西組	西 好幸	かつらぎ町大字教良寺591番地	133,650,000円
(株)共栄産業	森下 満有子	かつらぎ町大字兄井118番地の2	125,252,600円
(株)紀北環境衛生センター	田中 崇恵	かつらぎ町大字丁ノ町2237番7	132,422,400円

下志賀地区飲料水供給施設浄水場新設工事 概要

工事年度：令和 7 年度

事業名：水道未普及地域解消事業

工事名：下志賀地区飲料水供給施設浄水場新設工事

工事場所：かつらぎ町大字 志賀 地内

工期：令和7年9月（議会議決後）～令和8年3月

工事内容：

1. 原水槽築造工事

原水槽工事 鉄筋コンクリート造 15 m³ 2池

2. 浄水場設備工事

ろ過装置 膜ろ過 26.1 m³/日 1基

原水ポンプ 浅井戸用インバータポンプ 2台

配水ポンプ 給水ユニット 2台

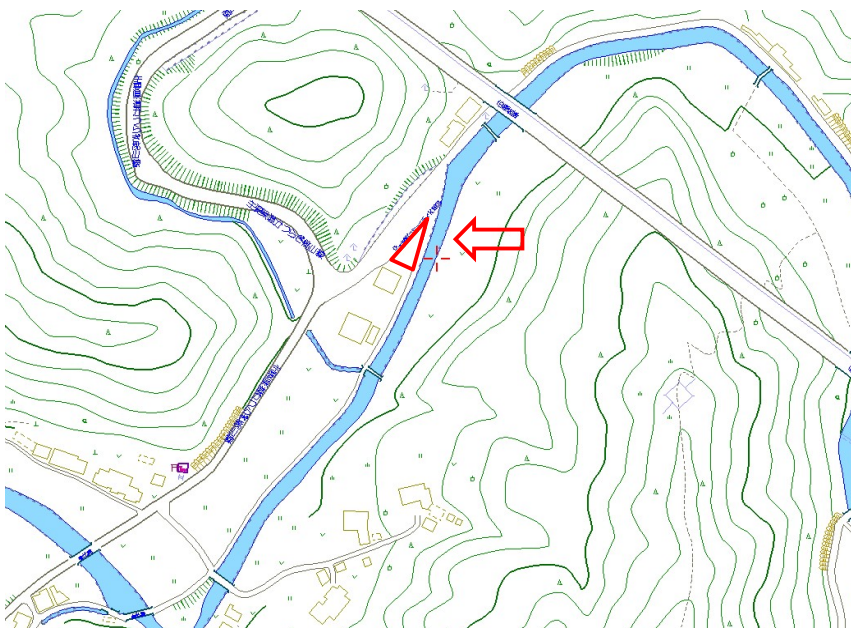
3. 場内配管工事

設備及び施設間の配管

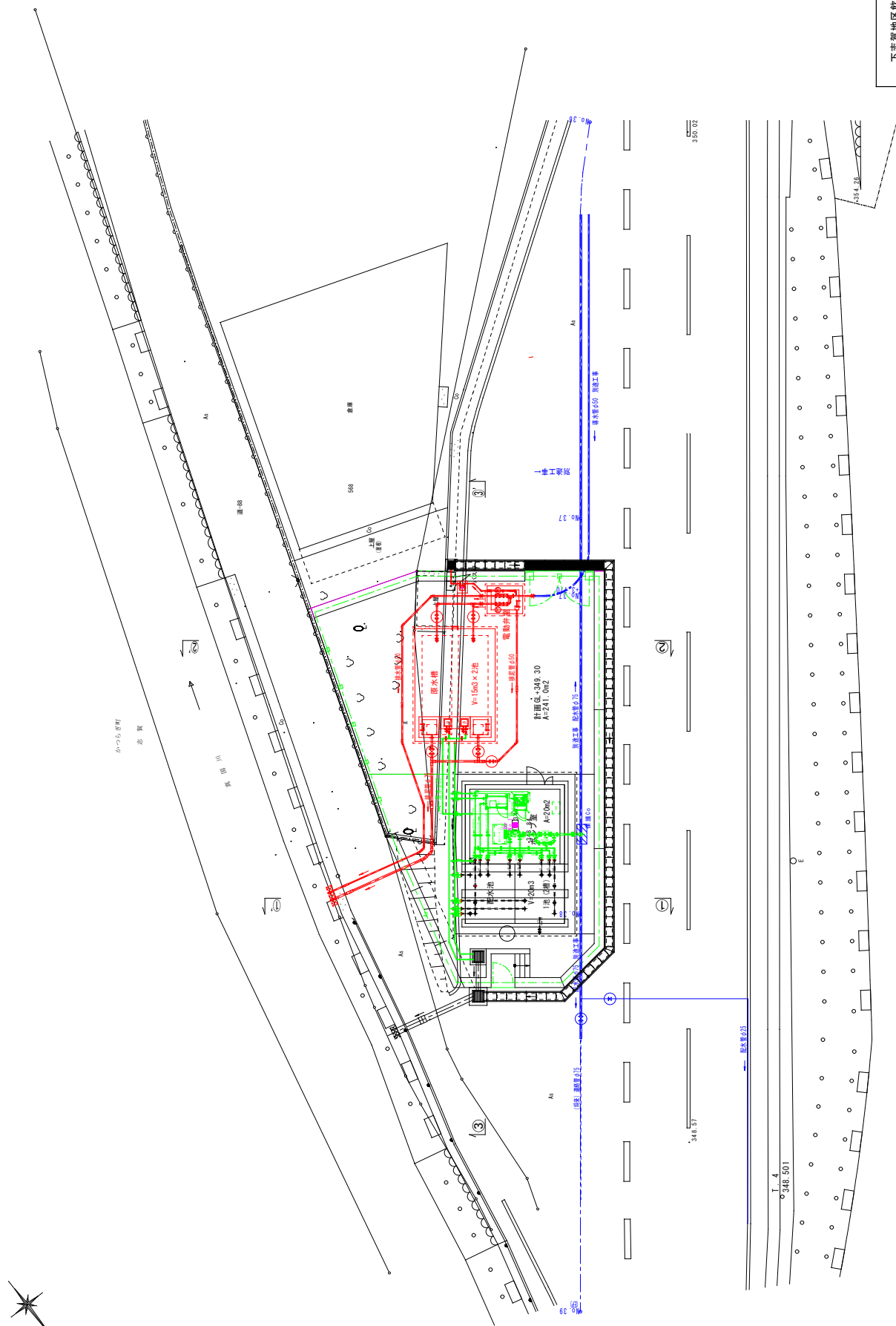
4. 舗装工事

コンクリート舗装、アスファルト舗装

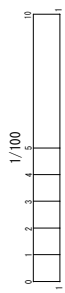
位置図



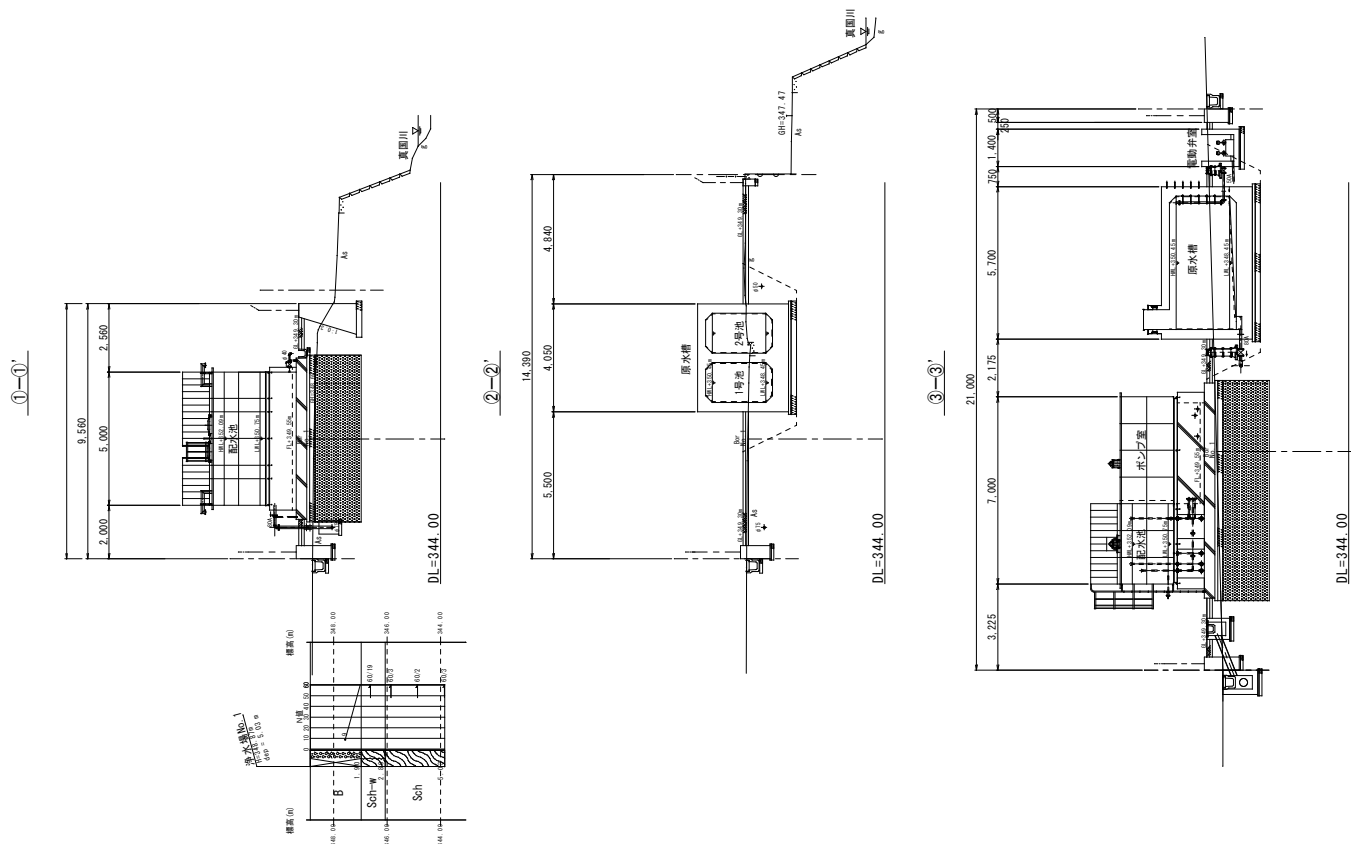
下志賀浄水場 計画平面図 S=1/100



下志賀地区飲料水供給施設整備工事 (下志賀浄水場内導水施設工事)				
図名	下志賀浄水場 計画平面図	縮尺	1/100	
設計	和歌山県建設部から町	設計	令和5年3月	
設計		設計	2	
設計		設計	13	



下志賀浄水場 計画断面図 S=1/100



下志賀地区飲料水供給施設整備工事 (下志賀浄水場内導水施設工事)				
図名	下志賀浄水場 計画断面図	図尺	1/100	
設計	和歌山県コンクリート建築公社	設計	令和5年3月	
設計	和歌山県伊都郡かつらぎ町	設計	3	
備考		備考		13

議案参考資料

(令和7年第1回定例会9月会議)

担当課(室)係

管財課 管財契約係

1. 議案名

議案第109号 工事請負契約の締結について

2. 背景・経過

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条において、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格50,000,000円以上の工事又は製造の請負とされており、議決を求めるものです。

3. 趣旨・目的

契約の締結は、予算の執行に関する事項であるので長の権限に属しますが、特に重要な契約の締結については、長のみに委ねず議会もその決定に参加するものとされています。

その趣旨は、住民の利害に与える影響が特に大きい契約について、一般の契約が受ける法的規制の上にさらに制約を加え、また住民の意思を反映させようとするものです。

妙寺団地第4期建替建築工事(5号館)の契約締結にあたり、契約の内容、方法、金額、相手先等が妥当であるかについて、議会の議決を求めるものです。

4. 概要

かつらぎ町建設工事分離発注要領に基づき、町内中小事業者の受注機会が確保されるように、分離発注方式を採用するものとし、建築工事、電気設備工事、機械設備工事の3つの専門工事に分けて入札を行いました。

建築工事につきましては、設計金額が2億円以上の建築工事となりますので、かつらぎ町建設工事及び委託業務請負業者選定規程に基づき、町内建築業者及び施工実績のある町外建築業者を対象とした指名競争入札を行いました。

6社応札があり、入札金額393,360,000円(税込額)で落札者を決定しました。

電気設備工事及び機械設備工事につきましては、予定価格が50,000,000円未満であり、議会の議決を要しないもので、かつらぎ町建設工事及び委託業務請負業者選定規程に基づき、指名競争入札を行いました。

建築工事	393,360,000円(税込額)
電気設備工事	44,958,100円(税込額)
機械設備工事	34,081,300円(税込額)
総契約金額	472,399,400円(税込額)

令和7年9月 議会議決、工事着工
令和8年3月 工事完了

指名競争入札 業者名

- | | |
|-----------|--------------------|
| 1. 工事年度 | 令和7年度 |
| 2. 事業名 | 妙寺団地建替事業 |
| 3. 工事名 | 妙寺団地第4期建替建築工事（5号館） |
| 4. 工事場所 | 伊都郡かつらぎ町大字 丁ノ町 地内 |
| 5. 予定価格 | 424,204,000円（税込額） |
| 6. 最低制限価格 | 389,876,300円（税込額） |
| 7. 契約金額 | 393,360,000円（税込額） |

業 者 名	代表者	住 所	入札金額 (税込額)
(株)木村組	木村 和生	かつらぎ町大字新田52番地	424,215,000円
(株)天野組	森下 昌幸	かつらぎ町大字丁ノ町 2325番地の1	393,360,000円
(株)平岡広建設	平岡 昌高	かつらぎ町大字星山49番地	辞退
(株)西組	西 好幸	かつらぎ町大字教良寺591番地	辞退
(株)共栄産業	森下 満有子	かつらぎ町大字兄井 118番地の2	辞退
三友工業(株)	矢部 昌俊	和歌山県和歌山市湊二丁目 12番27号	402,985,000円
(株)初島組	嶋田 英展	和歌山県有田市初島町浜 1071番地	辞退
(株)ケイズ	北畑 貴行	和歌山県有田郡有田川町 大字小島313番地9	423,500,000円
(株)保田組	酒井 雄亮	和歌山県有田市辻堂446番地	398,750,000円
中平建設(株)	中平 孝治	和歌山県有田郡湯浅町 大字湯浅1429番地	394,168,500円
(株)中井組	中井 崇義	和歌山県有田郡湯浅町 大字湯浅2512番地	辞退

妙寺団地第4期建替建築工事（5号館）概要

工事年度 令和7年度
事業名 妙寺団地建替事業
工事名 妙寺団地第4期建替建築工事（5号館）
工事場所 伊都郡かつらぎ町大字 丁ノ町 地内
工期 令和7年9月(議会議決後) ～ 令和8年3月

建物の概要

用途 公営住宅
工事種別 新築工事
構造 鉄筋コンクリート造 3階建

延床面積	1階床面積	344.47m ²	敷地面積	1,680.62m ²
	2階床面積	290.40m ²		
	3階床面積	293.40m ²		
	総計	928.27m ²		

工事内容

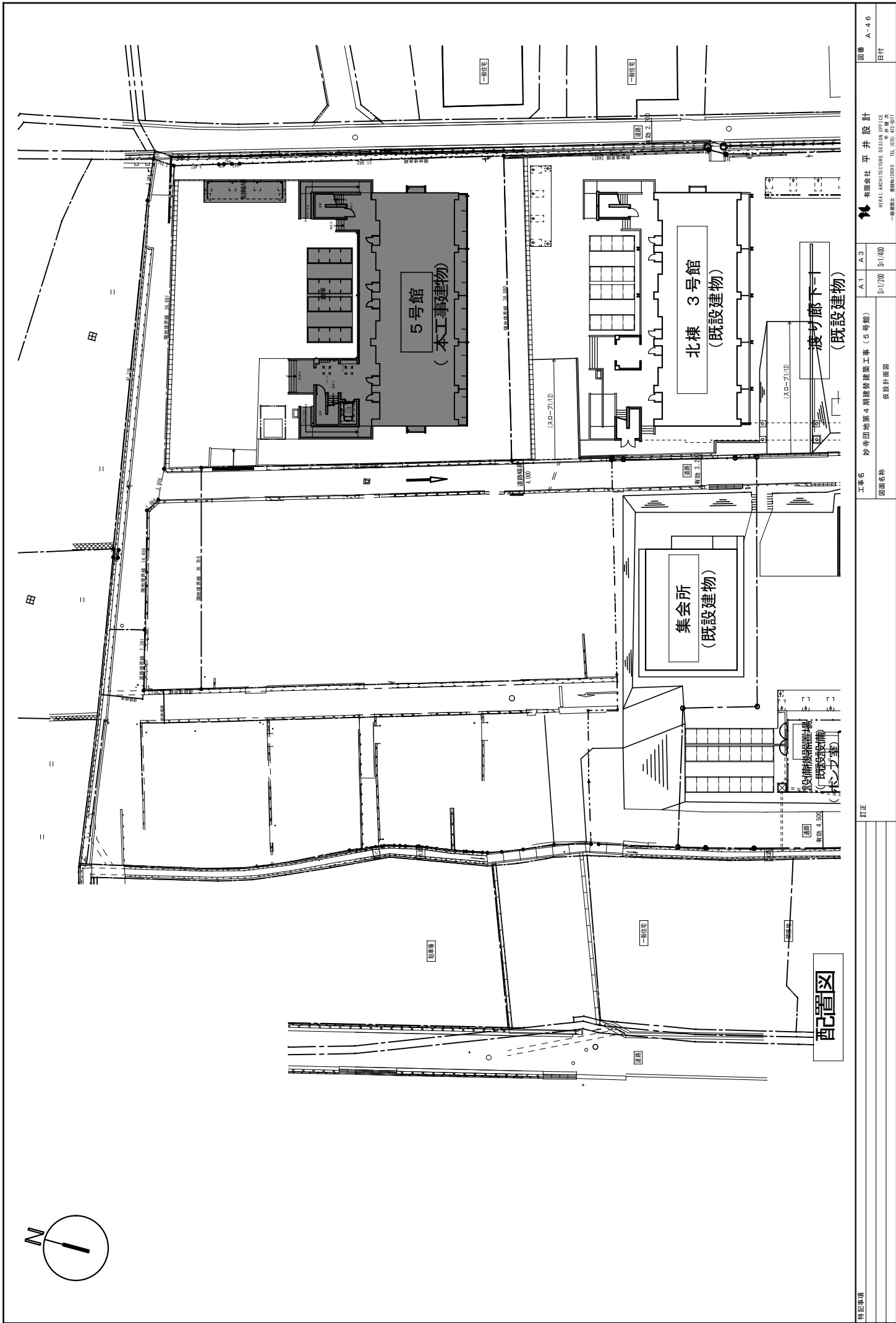
躯体工事	鉄筋コンクリート
屋根工事	ガルバリウム鋼板葺き
外壁工事	防水型吹付塗装
内部工事	床：畳、長尺シート 壁：ビニールクロス 天井：ビニールクロス
外構工事	アスファルト舗装等
昇降機設備工事	エレベーター設置

●住宅の間取り

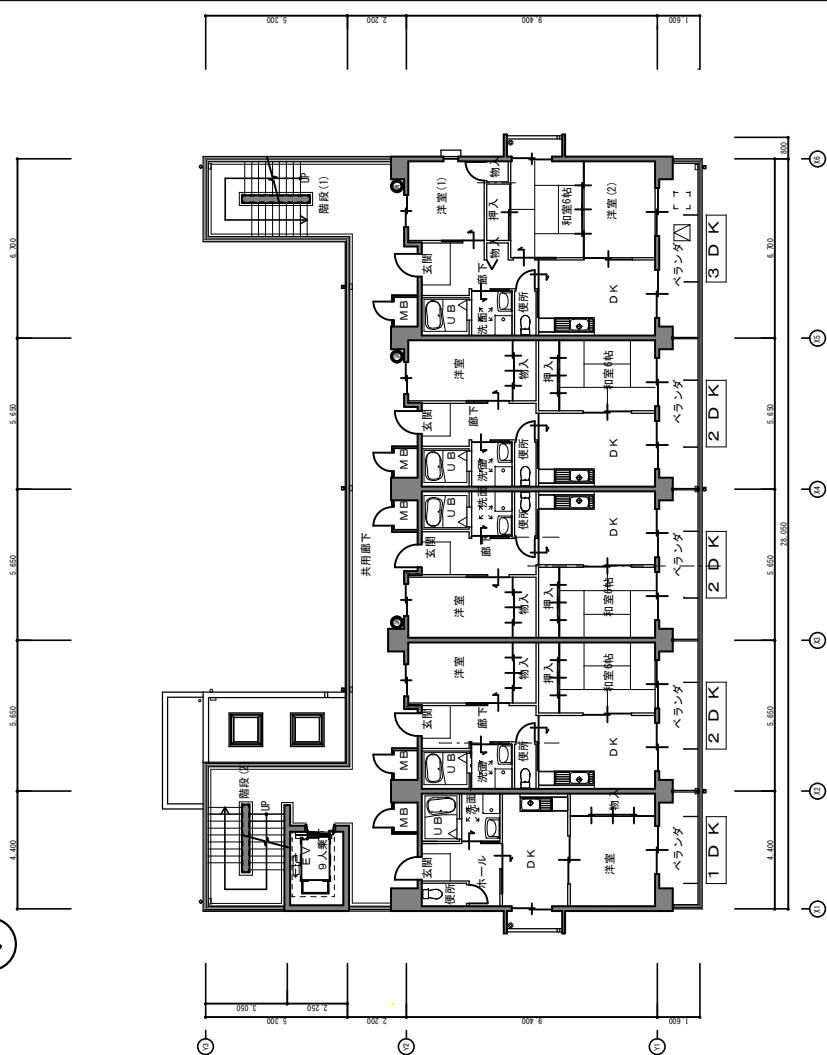
3DK(和室1室、洋室2室、DK1室) 3戸
2DK(和室1室、洋室1室、DK1室) 9戸
1DK(洋室1室、DK1室) 3戸

別添 参考図面

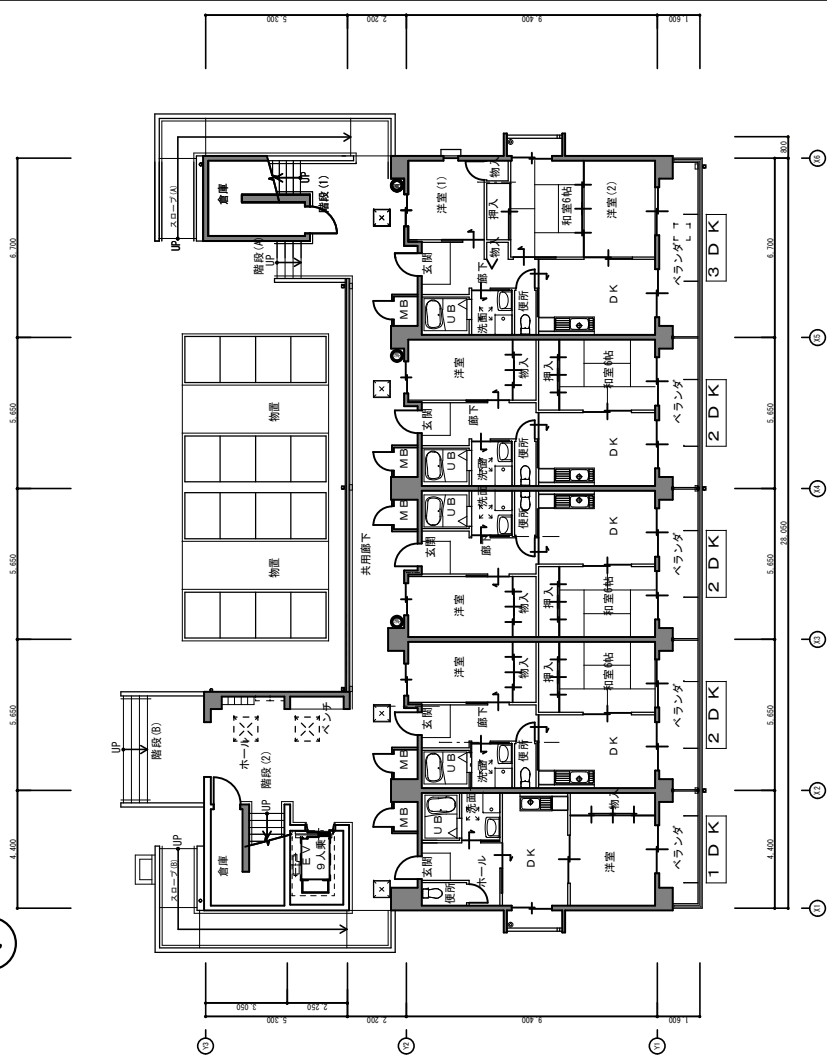
配置図、平面図、立面図、完成イメージ図



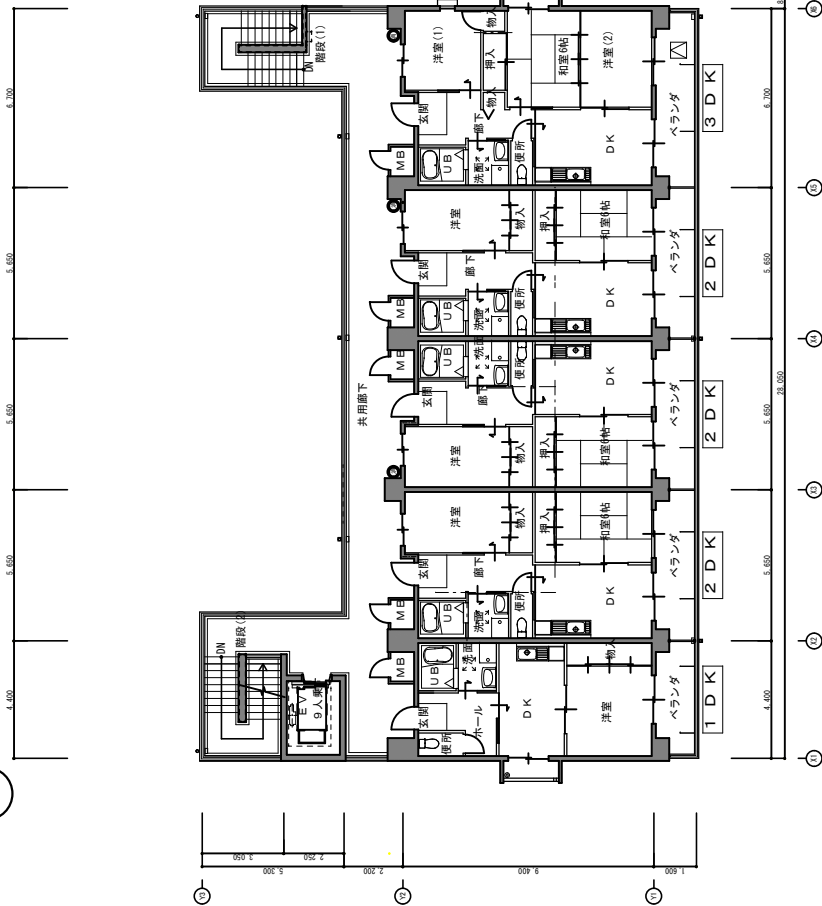
特記事項	訂正				図番 A-46	
					日付	
	工事名		砂幸印地第4期建替建築工事 (5号館)		有明設計 平井設計	
	図面名称		収設計面図		HIMAL ARCHITECTURE DESIGN OFFICE 平井 隆 次 —般設計士 登録No.2026S TEL 033 422-3077	
					A1 A.3	
					S=1/200 S=1/400	



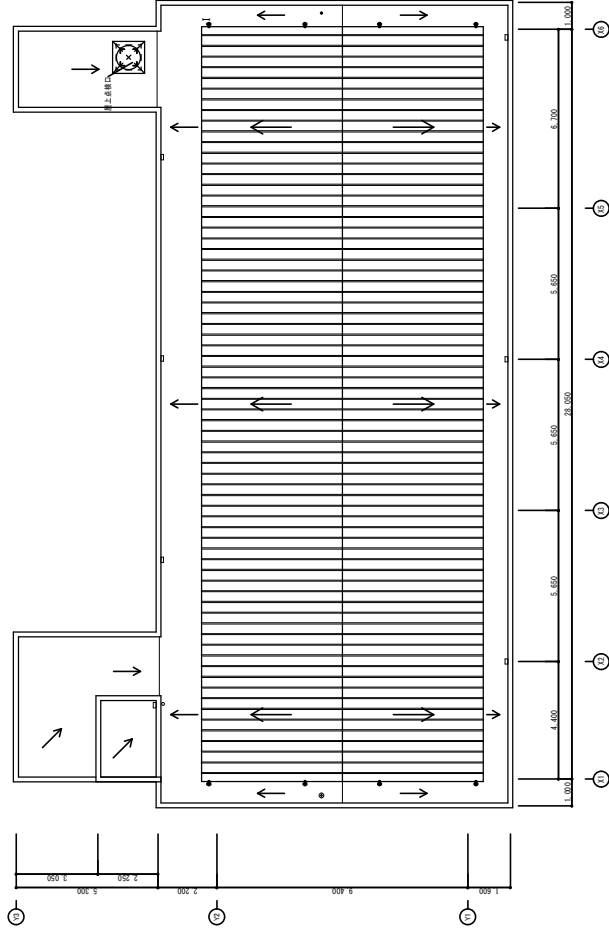
2 階平面図



1 階平面図



3 階平面図



屋根伏図

特記事項

訂正

工事名

妙寺団地第4期建替築工事（5号館）

図面名称

3階平面図・屋根伏図

A1

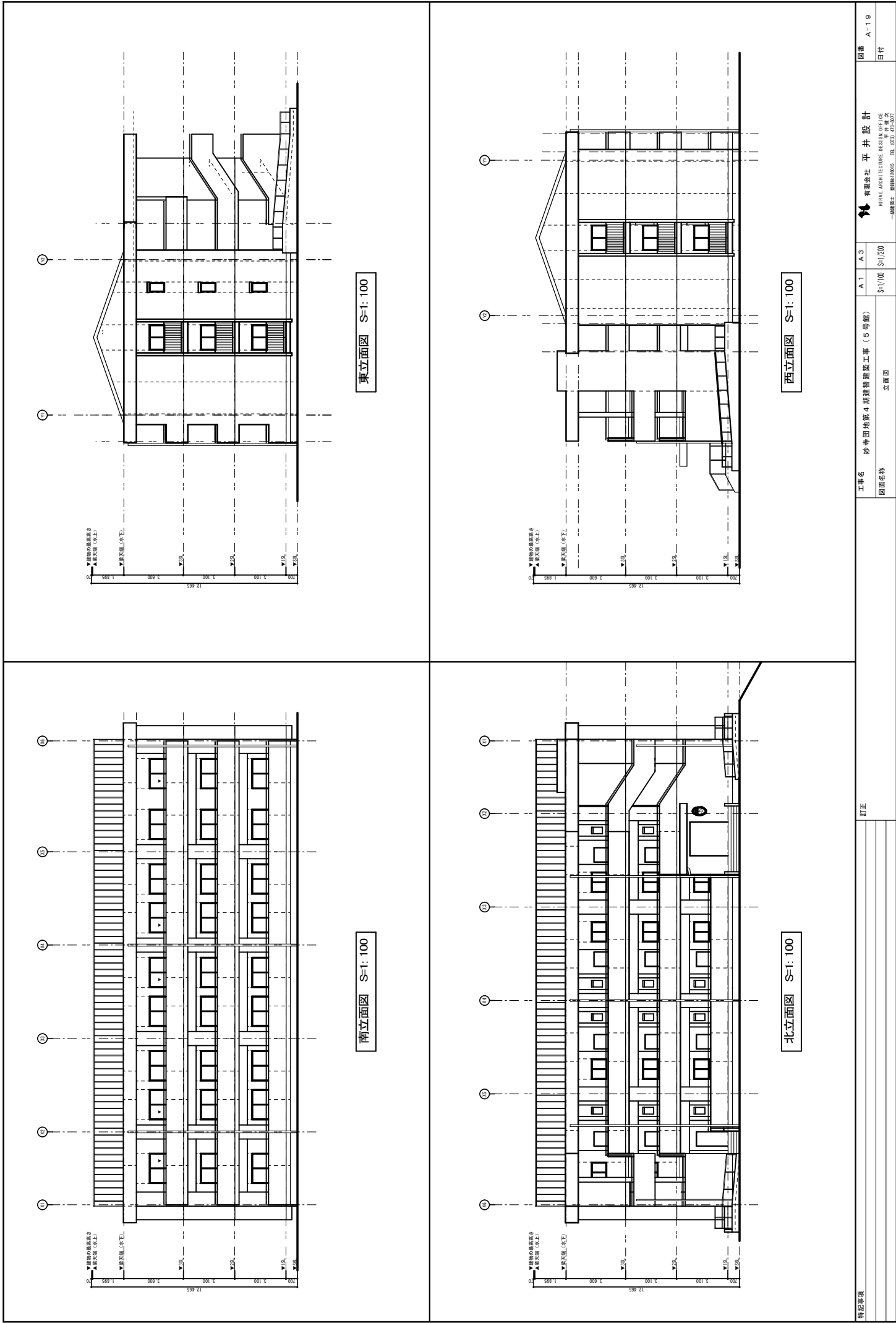
A3

有限会社 平井設計

平井設計 平井 隆次
HIMA ARCHITECTURE DESIGN OFFICE
〒880-2003 石川 市 西 5-2-77

図番 A-18

日付



特記事項	訂正				図番 A-19		
	工事名		妙寿団地第4期建替建築工事（5号館）			有限会社 平井設計 HIRAI ARCHITECTURE DESIGN OFFICE 〒100-0001 東京都千代田区千代田2-2-1 —建築士— 登録No.2005 TEL. (03) 42-3077	
	図面名称		立面図				
						A1	A3
						S=1/100	S=1/200
						日付	



議案参考資料

(令和7年第1回定例会9月会議)

担当課(室)係

危機管理課 防災係

1. 議案名

議案第110号 物品売買契約の締結について

2. 背景・経過

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条において、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格10,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとするとされており、議決を求めるものです。

3. 趣旨・目的

契約の締結は、予算の執行に関する事項であるので長の権限に属しますが、特に重要な契約の締結については、長のみに委ねず議会もその決定に参加するものとされています。

その趣旨は、住民の利害に与える影響が特に大きい契約について、一般の契約が受ける法的規制の上にさらに制約を加え、また住民の意思を反映させようとするものです。

災害用トイレカーの契約締結にあたり、契約の内容、方法、金額、相手先等が妥当であるかについて、議会の議決を求めるものです。

4. 概要

かつらぎ町では、大規模災害発生による停電や断水、設備の破損等において、トイレが使用できなくなる事態に備え、衛生的で快適なトイレ環境を確保するため、災害用トイレカーを4台購入します。

業者の選定にあたっては、令和7年7月16日かつらぎ町災害用トイレカー購入事業プロポーザル審査委員会を開催しました。本プロポーザルには2社から提案があり、審査の結果、優先交渉事業者を選定しました。

- | | |
|--------------|---|
| 1. 財産の名称及び数量 | 災害用トイレカー 4台 |
| 2. 契約金額 | 18,096,000円(税込額) |
| 3. 契約の相手方 | 愛知県尾張旭市北本地ヶ原町1丁目85番地
ケーイング株式会社 代表取締役 近藤 浩二 |
| 4. 採点結果 | A社 375点/500点(最高得点者)
B社 361点/500点 |
| 5. スケジュール | 令和7年9月 議会議決、物品発注
令和8年3月 納品完了 |

災害用トイレカー資料

災害用トイレカーの車両は道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合した車両である。

トイレ設備については、道路交通法（昭和35年法律第105号）第57条（乗車又は積載の制限）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第22条（自動車の積載制限）を遵守したものである。

1. 車種（スズキ キャリー）

- ・排気量：660cc
- ・オートマチックトランスミッション（AT）
- ・4WD
- ・乗車定員：2名
- ・最大積載量：350kg
- ・スペアタイヤ（ジャッキ含む）
- ・エアコン
- ・ラジオ（AM・FM）
- ・パワーステアリング
- ・フロアマット
- ・ドアバイザー

2. トイレ設備

- ・個室トイレ室2（男女別）
- ・洋式簡易水洗トイレ
- ・臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
- ・手洗い設備
- ・化粧鏡
- ・トイレットペーパーホルダー
- ・物品収納庫
- ・扉2重ロック付開き戸
- ・照明設備
- ・換気設備

- ・衣類掛けフック
- ・扉入口に女性用・男性用の表記
- ・ベースジャッキ 4本

3. 給水設備

- ・タンク容量:約86L（1室あたり約43L）

※ホース・ポリタンクで直接給水が可能

4. 排水設備

- ・タンク容量:約380L（1室あたり約190L）

※バキュームカーにより汚水が回収できる構造

※下水ホースを取付けて、直接、下水道に汚水を排出できる構造

5. 電源設備

- ・自家発電機又は外部電源に接続可能

6. 昇降設備

- ・手摺り、階段（車両側面両側へ1基 計2基） 走行時格納

議案参考資料

(令和7年第1回定例会9月会議)

担当課(室)係

管財課 管財契約係

1. 議案名

議案第111号 物品売買契約の締結について

2. 背景・経過

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条において、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格10,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとするとされており、議決を求めるものです。

3. 趣旨・目的

契約の締結は、予算の執行に関する事項であるので長の権限に属しますが、特に重要な契約の締結については、長のみに委ねず議会もその決定に参加するものとされています。

その趣旨は、住民の利害に与える影響が特に大きい契約について、一般の契約が受ける法的規制の上にさらに制約を加え、また住民の意思を反映させようとするものです。

小型動力ポンプ積載車の契約締結にあたり、契約の内容、方法、金額、相手先等が妥当であるかについて、議会の議決を求めるものです。

4. 概要

消防団の小型動力ポンプ積載車の経年による老朽化や故障による消防活動への影響を鑑み、小型動力ポンプ積載車を購入します。

かつらぎ町物品購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱に基づき、小型動力ポンプ積載車の取扱いがある県内の業者4社を選定し、指名競争入札を行いました。

2社応札があり、入札金額16,734,800円(税込額)で落札者が決定しました。

購入台数

・小型動力ポンプ積載車 5台

契約金額 16,734,800円(税込額)

令和7年9月 議会議決、物品発注

令和8年3月 納品完了

指名競争入札 業者名

1. 事業年度 令和7年度
2. 購入物品名 小型動力ポンプ積載車
3. 契約金額 16,734,800円(税込額)

業 者 名	代表者	住 所	入札金額 (税込額)
(株)スズキ自販和歌山	森田 稔幸	和歌山県和歌山市西浜 892番地	16,734,800円
和歌山三菱自動車販売(株) 高野口店	久保 秀喜	和歌山県橋本市高野口町 名古屋296-4	辞退
トヨタカローラ和歌山(株) 橋本店	佐山 登志喜	和歌山県橋本市神野々 566-6	辞退
和歌山トヨタ自動車(株) 高野口店	寺下 元浩	和歌山県橋本市高野口町 大野212番地1	17,037,383円

小型動力ポンプ積載車資料

小型動力ポンプ積載車は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合し、緊急自動車として承認を得られるものである。

1. 配備先

第1分団第5部（新田）、第3分団第3部（笠田中）、第4分団第4部（平）、
第5分団第2部（山崎）、第6分団第4部（四邑）

2. 車種

二人乗り軽四輪貨物車で、排気量660ccクラスガソリンエンジン、4WD、マニュアルミッション、パワーステアリング、エアコン、エンジン出力43馬力以上を標準装備。

3. 車両のぎ装等

- ・警報・警光装置
- ・照明設備等
- ・ガードフレーム
- ・小型動力ポンプ引出レール
- ・ホース受け
- ・消火器
- ・吸管収納器具
- ・とび口収納器具
- ・菅鎗立て
- ・剣先スコップ収納器具
- ・消火栓開閉金具収能器具
- ・工具等物入れ収納器具
- ・メス金具の保持器具

小型動力ポンプ積載車イメージ図（参考：令和6年度購入）

